

第1節 救急医療対策

【基本計画】

- 医科における休日の深夜及び平日の夜間の応需体制を充実します。
- 歯科における平日夜間及び休日の救急医療体制を整備します。
- 第2次救急医療における特定診療科目の救急体制の整備を検討します。
- 多くの県民が自動体外式除細動器（AED）を利用できるよう、普通救命講習等の推進を図ります。

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 第1次救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医科の平日夜間及び休日における第1次救急医療体制は、在宅当番医制及び休日急病診療所に対応しています。（表3-1-1）</li> <li>○ 歯科の休日における救急医療体制については、春日井市、小牧市、江南市は休日急病診療所で、犬山市、扶桑町は在宅当番医制で対応しています。（表3-1-1）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 休日の深夜及び平日の夜間の応需体制の充実を図る必要があります。</li> <li>○ 歯科における医療圏全域での休日急病診療所の対応及び平日夜間救急医療体制について検討する必要があります。</li> </ul>
<p>2 第2次救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 春日井小牧地域と尾張北部地域の二つの広域2次救急医療体制が整備されており、病院群輪番制方式で年間を通して重症患者の受入れを行っています。（表3-1-2）</li> <li>○ 救急告示病院及び診療所は、圏域内に16か所あり、消防法の救急隊により搬送される傷病者を受け入れています。（表3-1-3、図3-1-①）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定診療科目（耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科等）の救急体制を検討する必要があります。</li> </ul>
<p>3 第3次救急医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第2次救急医療体制の後方病院として、小牧市民病院が脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、その他特殊診療（熱傷、小児、中毒など）における重篤な救急患者の救命を24時間体制で行う救命救急センターとして指定されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救命救急センターは原則として二次医療圏に複数設置する必要があります。</li> </ul>
<p>4 救急搬送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当医療圏の各消防署では、高規格救急車等が、<u>27</u>台整備されており、救急救命士も養成され、圏域内各消防署に配置されています。（表3-1-4） 平成<u>21</u>年度における当医療圏の消防署の救急搬送件数のうち約5割が軽症患者です。（表3-1-5）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 軽症患者の2次及び3次救急医療機関への集中緩和について検討する必要があります。</li> </ul>
<p>5 プレホスピタルケア等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民を対象にして消防機関、市町等は、救急法の講習会を開催するなど、知識の普及啓発を行っています。</li> <li>○ 心肺停止者に対する自動体外式除細動器（A E</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後、民間施設を含めた多くの施設に</li> </ul>

D)の使用が医師などの資格を持たない一般県民にも認められたことから、知識啓発に努め多くの市町の住民が利用する施設に設置されています。

A E Dが設置されることに備えて、講習会に必要な指導者の養成を行う必要があります。

【今後の方策】

- 医科における休日の深夜及び平日の夜間の応需体制の充実を進めます。
- 歯科における医療圏全域での休日急病診療所の診療体制及び平日夜間救急医療体制について検討します。
- 保健所、市町では救急救命士との連携・協力により地域住民を対象とした AED 講習会を開催していきます。
- 救急医療の現状や医療機関への正しいかかり方について、地域住民への啓発を進めます。

表 3-1-1 第 1 次救急医療体制

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

区 分	医 科			歯 科		
	平日夜間	休日昼間	休日夜間※	平日夜間	休 日 昼 間	休日夜間
春日井市	21:00～23:30 春日井市休日・夜間急病診療所	9:00～12:00 13:00～17:00 春日井市休日・夜間急病診療所、在宅当番医制	18:00～21:00 春日井市休日・夜間急病診療所 17:00～21:00 在宅当番医制	無	9:00～12:00 春日井市休日・夜間急病診療所	無
小 牧 市	無	9:00～12:00 13:00～17:00 小牧市休日急病診療所、在宅当番医制	無	無	9:00～12:00 小牧市休日急病診療所	無
犬 山 市	無	9:00～12:00 14:00～16:30 犬山市休日急病診療所	17:00～20:00 在宅当番医制	無	9:30～11:30 在宅当番医制	無
江 南 市	無	9:00～12:00 14:00～19:00 江南市休日急病診療所	無	無	9:00～12:00 江南市休日急病診療所	無
岩 倉 市	無	9:00～12:00 13:00～17:00 岩倉市休日急病診療所	無	無	無	無
大 口 町	無	9:00～12:00 14:00～17:00 在宅当番医制	無	無	無	無
扶 桑 町	無	9:00～12:00 14:00～17:00 在宅当番医制	無	無	9:30～11:30 在宅当番医制	無

資料：保健所調べ ※ 春日井市のみ休日夜間には土曜日も含む。

表3-1-2 第 2 次救急医療体制 (広域 2 次救急医療圏)

(平成22年 10 月 1 日現在)

地 域 名	医療圏内市町名	参加医療機関
春日井小牧	春日井市、小牧市	春日井市民病院、小牧第一病院
尾張北部	犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町	厚生連江南厚生病院 犬山中央病院、 <u>さくら総合病院</u>

資料：愛知県の救急医療 (県健康福祉部)

表 3-1-3 救急告示：病院・診療所数

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

区 分	救 急 告 示			第 2 次 救急医療施設 ※	救命救急 センター
	病 院	診 療 所	合 計		
春日井市	4	2	6	1	0
小 牧 市	2	2	4	1	1
犬 山 市	1	1	2	1	0
江 南 市	1	0	1	1	0
岩 倉 市	1	0	1	0	0
大 口 町	1	0	1	1	0
扶 桑 町	0	1	1	0	0
医療圏計	10	6	16	5	1

資料：保健所調べ

※ 第 2 次救急医療施設は「愛知県の救急医療(県健康福祉部)」に記載されている輪番制参加病院の数

表 3-1-4 消防署の救急搬送体制

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	救急車保有台数 (台)			救急救命士 配置状況 (人)
	高規格救急車	救 急 車	計	
春日井市消防本部	10	0	10	46
小牧市消防本部	5	0	5	17
犬山市消防本部	3	0	3	12
江南市消防本部	3	1	4	14
岩倉市消防本部	3	0	3	6
丹羽広域事務組合消防本部	3	0	3	12
医療圏計	27	1	28	107

資料：愛知県消防年報

表 3-1-5 消防署の救急搬送件数

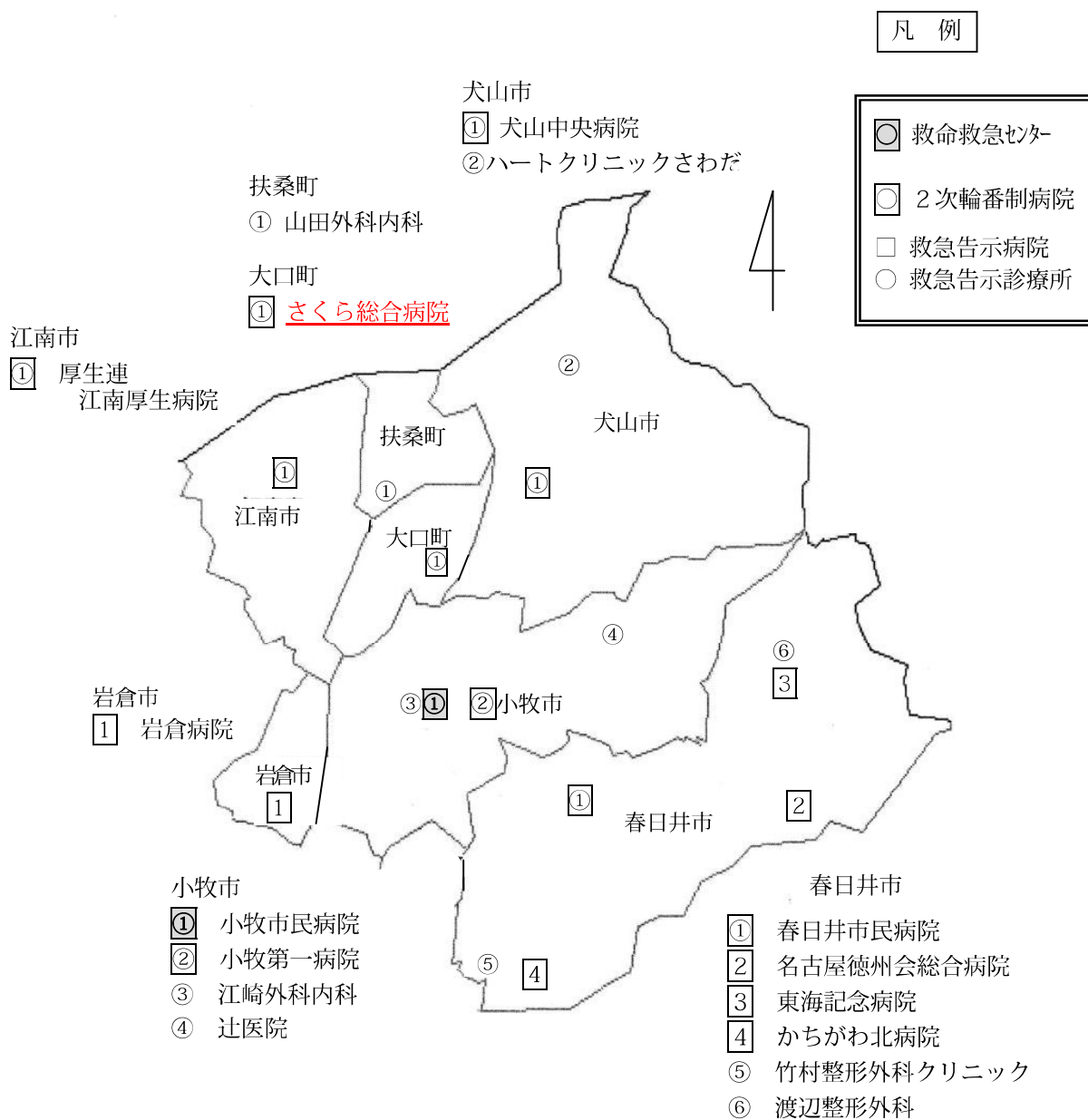
(平成 21 年度)

(単位：件)

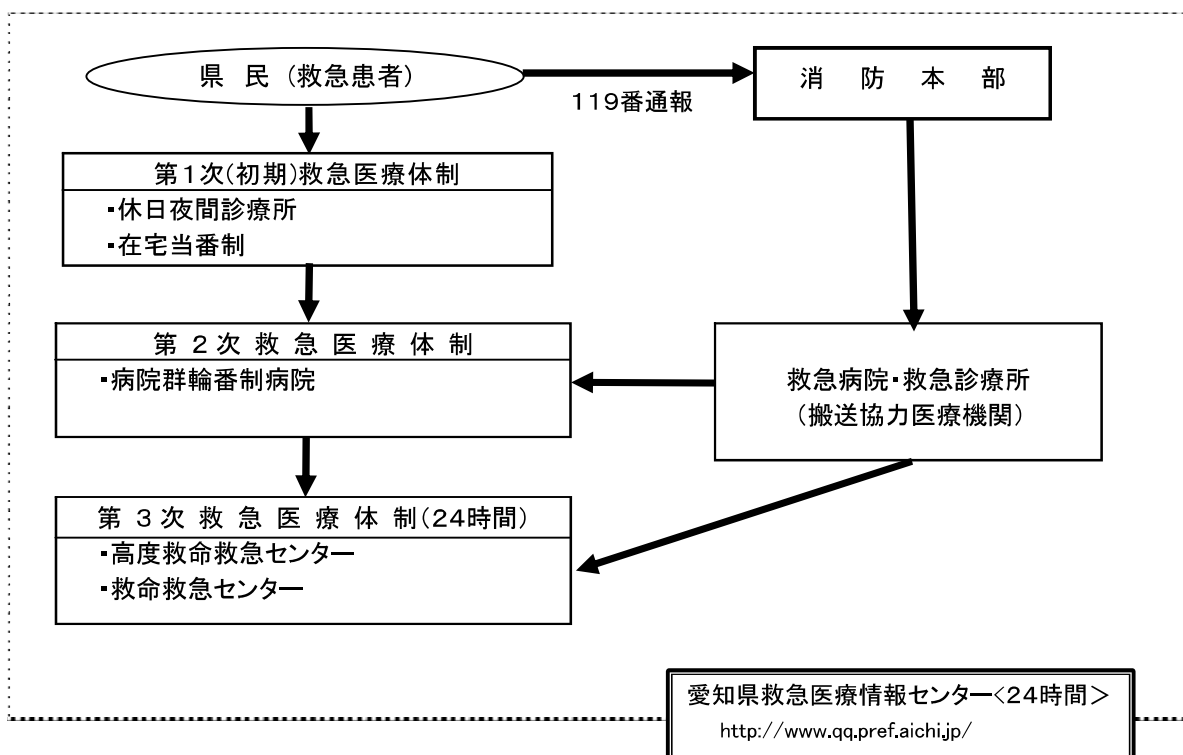
区 分	軽 症	中等症	重 症	死 亡	計
春日井市消防本部	4,956	4,332	751	215	10,254
小牧市消防本部	2,614	1,740	425	89	4,868
犬山市消防本部	934	916	291	47	2,188
江南市消防本部	2,051	943	205	89	3,288
岩倉市消防本部	834	586	126	40	1,586
丹羽広域事務組合消防本部	687	693	221	32	1,633
医療圏計	12,076	9,210	2,019	512	23,817

資料：各消防署調べ

図 3-1-① 救急医療施設（平成 22 年 4 月 1 日現在）



## 救急医療連携体系図



### 体系図の説明

- 救急医療  
通常の診療時間外(休日、夜間)及び緊急的に医療を必要とする者に医療を提供するもので、第1次、第2次、第3次と機能分担された救急医療体制を構築することとされています。
- 第1次(初期)救急医療体制  
通常の診療時間外(休日、夜間)に、外来の救急患者への医療提供する体制のこと。  
休日(平日)夜間診療所及び在宅当番医制による医療提供体制が、市町の広報等により周知されています。
- 第2次救急医療体制  
救急隊及び第1次救急医療を担う医療機関からの要請に応え、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に医療を提供する体制のこと。  
病院群輪番制病院(休日・夜間に当番で診療に当たる病院)が救急患者を受け入れています。
- 第3次救急医療体制  
第2次救急医療体制では対応できない脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷、熱傷、小児の特殊診療などの重篤な救急患者に、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する体制であり、救命救急センターが患者を受け入れています。
- 救急病院・救急診療所  
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、救急隊によって搬送される傷病者への医療を担当する医療機関であり、一定の要件を満たし、かつ救急業務に関して協力する旨の申出があった場合に、知事が認定、告示した医療機関。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。